

令和8年度一時預かり事業(幼稚園型II)のご案内 ～保育が必要な2歳児を定期的にお預かりします～

＜期間と対象＞

- 2歳の4月から3歳の誕生日の前日までの期間、ご利用いただけます。
※利用開始日は、お子様の発達の様子を考慮し、相談の上で決めさせていただきます。
- ※3歳の誕生日からは、本園に「満3歳児入園」することができます。
- 座間市在住で、座間市から保育園等の利用認定（3号認定）を受けたお子様。
※3号認定を受けることができないお子様は、実費でお預かりすることも可能です。
実費でご利用いただく場合、別途保育料をご負担いただきます。

＜利用手続き＞

- 4月～8月に利用開始予定のお子様は、令和7年11月1日から手続きをお受けいたします。
- 9月以降に利用開始予定の方には、令和8年4月から順次ご連絡させていただきます。
- ※復職等の都合で、早めに手続きを希望される方は、園にご相談ください。

＜保育料＞

- 保育料の代わりに、預かり保育料をご負担いただきます。
1日あたり、8時から14時まで800円、18時まで950円
※その他、給食代を徴収させていただきます。

＜利用に際してのお願い＞

- お子様の発達の様子により、集団生活が難しいと判断した場合には、ご利用をお断りする場合があります。集団生活が初めてとなるお子様は、あらかじめ園にご相談いただきますようお願いいたします。
- 2歳児は、満3歳児クラスでお預かりします。そのため、ご利用の開始時期については、お子様の月齢や発達の様子により、個別に判断させていただきます。

「保育が必要な方」の認定と、保育料・預かり保育料について

学 年		2歳児	満3歳児	3歳児(年少組)以降
保育認定 保育料		3号認定 預かり保育料として徴収	1号認定 保育料 無 料	
預かり 保育料	住民税 課税世帯	預かり保育料 有 料	新1号認定 預かり保育料 有 料	新2号認定 預かり保育料 無 料 ※1日450円まで無料
	住民税 非課税世帯	預かり保育料 無 料	新3号認定 預かり保育料 無 料 ※1日450円まで無料	